

設 備

# 工 事 監 理 区 分 表

令 和 5 年 4 月

石 川 県 土 木 部 営 繕 課

# 公共建築工事標準仕様書監理区分表

## 電気設備工事編監理区分表一般事項

1. この監理区分表は、令和4年版公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に対応するものである。
2. 本区分表において、Aは発注者監督員、Bは受注者監督員(補助監督員)の担当業務区分とする。
3. 業務区分における「協議」等は、その業務を行う者を示す。
4. Aが行う検査等の業務については、すべてBが立ち会う。
5. Bが行う提出の業務については施工者より遅延なく提出されるよう指導すると共にその内容をすみやかに精査し、必要に応じて是正させ適切な内容となるように指導し、直ちにAに提出すること。
6. Bが行う承諾、協議及び指示等の業務については、その内容をすみやかにAと協議のうえ行うこと。
7. Bが行う業務については、その内容を直ちにAに報告する。

# 目 次

## 一 般 事 項

第1編	一 般 共 通 事 項 .....	1
第2編	電 力 設 備 工 事 .....	4
第3編	受 變 電 設 備 工 事 .....	5
第4編	電 力 貯 蔵 設 備 工 事 .....	6
第5編	発 電 設 備 工 事 .....	6
第6編	通 信 ・ 情 報 設 備 工 事 .....	8
第7編	中 央 監 視 制 御 設 備 工 事 .....	9
第8編	医 療 関 係 設 備 工 事 .....	10

章・節・項	見出し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	調 整	検 査	立 会	提 示	備 考
<b>第 1 編 一般共通事項 第 1 章 一般事項</b>												
1. 1. 3	[総則] 官公署その他への届出手続等	(2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。	B									
1. 1. 4	工事实績情報システム (CORINS)への登録	(1) 工事实績情報システム(CORINS)への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関への登録申請を行う。										A
		(2) 登録後は登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。		A								
1. 1. 5	書面の書式及び取扱い	(1) 書面を提出する場合の書式(提出部数を含む。)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員との協議による。					A					
		(3) 施工体制台帳及び施工体系図については、建設業法(昭和24年法律第100号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。		B								
1. 1. 6	設計図書等の取扱い	(2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A						
1. 1. 7	別契約の関連工事	契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事(以下「関連工事等」という。)について、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者ととともに、工事全体の円滑な施工に努める。						B				
1. 1. 8	疑義に対する協議等	(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。					A					
1. 1. 9	工事の一時中止に係る事項	次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。	B									
1. 1. 10	工期の変更に係る資料の提出	契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。		B								
1. 1. 12	埋蔵文化財その他の物件	工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告し、その後の措置については、監督職員の指示に従う。	B		A							
1. 2. 1	[工事関係図書] 実施工程表	(1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(3) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(4) (3)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。	B									
		(5) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。		B								
1. 2. 2	施工計画書	(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督職員に提出する。		B								
		(3) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		B		A						
		(4) (1)及び(3)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。また、品質計画にかかる部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(5) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。	B									

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考	
1. 2. 3	施工図等	(1) 施工図等を工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		B		B							
		(3) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講じ、監督職員の承諾を受ける。	B			B							
1. 2. 4	工事の記録	(2) 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について記録を整備する。				B	B						
		(4) 次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (エ) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合				B							
		(6) (2)から(4)の記録等について、監督職員より請求されたときは、提示又は提出する。		B								B	
1. 3. 2	電気保安技術者	(2) 電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。		B		A							
		(4) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。				B							
1. 3. 3	施工条件	(1) (ア)行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A							
		(イ)設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。				A							
		(ウ)設計図書に施工時間が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめ理由を付した書面を監督職員に提出し承諾を受ける。		B			A						
1. 3. 4	品質管理	(2) 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。							B				
		(3) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。					B						
1. 3. 5	施工中の安全確保	(2) 同一場所で関連工事が行われる場合で、監督職員により労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。				A							
		(4) 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物・既設配管等に対して支障をきたさないよう、施工方法等を定める。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。					B						
		(6) 工事の施工に当たり、近隣等の折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。 (ア)地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめ、その概要を監督職員に報告する。		B									
1. 3. 7	災害時等発生時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を全てに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。	A B										

章・節・項	見出し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	調 整	検 査	立 会	提 示	備 考	
1. 3. 9	発生材の処理等	(1) 発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用に努める。なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。					B						
		(2) 発生材の処理は、次による。 (ア) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。なお、引渡しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督職員に提出する。		B	A								
		(ウ) 発生材のうち、工事現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。なお、再資源化を図るものものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成し、監督職員に提出する。		B									
		(エ) (ア) から (ウ) 以外のものは全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、その他関係法令等に基づくほか、「建設副産物適正処理推進要綱」を踏まえ適切に処理の上、監督職員に報告する。	B										
1. 4. 2	[機器及び材料] 機材の品質等	(2) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(試験成績書等)を、監督職員に提出する。ただし、設計図書においてJISによると指定された機材でJISマーク表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。		B		B							
		(4) 調合を要する材料は、調合表等を監督職員に提出する。		B									
		(5) 機材の色等については、監督職員の指示を受ける。			A								
		(6) 設計図書に定める規格等が改正された場合は、1.1.8「疑義に対する協議等」による。					A						
1. 4. 3	機材の搬入	機材は工事現場へ搬入ごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	B			A							
1. 4. 4	機材の検査等	(1) 現場に搬入した機材は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を得た場合は、この限りでない。				A			B				
		(2) (1) による検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。			A				B				
1. 4. 5	機材の検査に伴う試験	(3) 試験が完了したときは、その試験成績書を監督職員に提出する。		B									
1. 5. 2	[施工] 一工程の施工の確認及び報告	一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。	B		B	A							
1. 5. 3	施工の検査等	(1) 設計図書に定められた場合及び、1. 5. 2「一工程の施工の確認及び報告」により報告した場合は、監督職員の検査を受ける。	B		B				B				
		(2) (1) による検査の結果、合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。			A				B				
		(3) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等が判断できる見本施工を行い、監督職員の承諾を受ける。				A							
1. 5. 4	施工の検査に伴う試験	(2) 試験が完了したときは、その試験成績書を監督職員に提出する。		B									
1. 5. 5	施工の立会い	(1) 設計図書に定められた場合及び監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。			B					B			
1. 5. 6	工法等の提案	設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合、監督職員と協議する。 (ア) 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案 (イ) 環境の保全に有効な工法等の提案 (ウ) 生産性向上に有効な工法等の提案					B						

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考
1. 5. 7	化学物質の濃度測定	(3) 測定結果は、監督職員に提出する。		B								
1. 6. 1	[工事検査及び技術検査] 工事検査	(1) 契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の(ア)及び(イ)に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。 (ア) 監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。 (イ) 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。		A								
		(2) 契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(1)の要件を満たすものとする。		B								
1. 7. 1	[完成図等] 完成時の提出図書	工事完成時の提出図書は、特記による。特記がなければ、1.7.2「完成図」及び1.7.3「保全に関する資料」による。		B								
1. 7. 2	完成図	完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現したものとし、種類及び記載内容は、表1.7.1による。		B		B						
1. 7. 3	保全に関する資料	(2) (1)の資料の作成に当たり、監督職員と記載事項に関する協議を行う。					B					
<b>第 2 章 共 通 工 事</b>												
2. 2. 1	[土工事] 土工事一般事項	(イ) 地中埋設物は、事前に調査し、地中配線、ガス管等を掘り当てた場合は、これらを損傷しないように注意し、必要に応じて緊急処置を行い、監督職員及び関係者と協議して処理する。					B					
2. 4. 1	[コンクリート工事] 一般事項	(ア) レディーミクストコンクリートは、JIS Q 1001「適合性評価－日本産業規格への適合性の認証－一般認証指針(鋳工業品及びその加工技術)」及びJIS Q 1011「適合性評価－日本工業規格への適合性の認証－分野別認証指針(レディーミクストコンクリート)」に基づき、JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」への適合性を認証されたものとし、種類は普通コンクリートとする。ただし、コンクリートが少量の場合等は、監督職員の承諾を受けて、現場練りコンクリートとすることができる。				B						
		(イ)レディーミクストコンクリートの受け入れは、品質管理の試験結果及び生産者が行うJIS A 5308「レディーミクストコンクリート」による品質管理の試験結果を監督職員に報告する。ただし、少量の場合等で現場練りコンクリートとする場合の品質管理は、監督職員との協議による。	B			B						
		(イ)鉄筋は、JISG3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」によるものとする。ただし、鉄筋が少量の場合で、監督職員の承諾を受けたものは、この限りでない。				B						
2. 6. 1	[溶接工事] 一般事項	(4) 鉄骨に溶接する場合は、鉄骨に悪影響のないことを確かめ、監督職員の承諾を受けて施工する。				B						
		(5) 溶接作業における技能資格者は、工事に相応した技量を有する者とし、技量を証明する書面を監督職員に提出する。		B								
<b>第 2 編 電力設備工事 第 1 章 機 材</b>												
1. 19. 1	[機材の試験] 試験	(1) 照明器具等の試験は、表1. 19. 1により行い、試験個数は、表1. 19. 2に基づいて行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(2) 分電盤、OA盤の分電盤部、実験盤、開閉器箱、制御盤及び電気自動車用充電装置の試験は、表1. 19. 3により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		なお、器具類の試験は、表1. 19. 4に基づいて行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(3), (4) なお、耐熱性能は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を監督職員に提出する。		B								

章・節・項	見出し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	調 整	検 査	立 会	提 示	備 考	
1. 19. 1	試験	(5) 防火区画等の貫通部に用いる材料は、関係法令に適合している旨の試験成績書を監督職員に提出する。		B									
		(6) バスダクト及び附属品の試験は、表1. 19. 5により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(7) ケーブルラックの試験は、製造者の社内規格による試験方法(形式試験とすることができる。)により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(8) 電熱装置の試験は、次により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(9) 雷保護装置の突針支持管は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第87条に定めるところによる風圧力に耐えるものとし、構造耐力上安全である旨の計算書等を監督職員に提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(10) マンホール及びハンドホールの鉄ふたの試験は、表1. 19. 8による形式試験とし、監督職員に形式試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(11) ブロックマンホール及びブロックハンドホールの試験は、表1. 19. 9により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(12) ブロックマンホール及びブロックハンドホールの耐荷重性能は、種類ごとに、強度計算書(床板、側板、底板)、配筋図及び鉄筋の規格証明書、コンクリートの計画調査書を監督職員に提出し、承諾を受ける。		B		B							
<b>第 2 章 施 工</b>													
2. 18. 1	[施工の立会い及び試験] 施工の立会い	(1) 施工のうち表2. 18. 1において、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。			A						B		
		(2) (1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立会いとし、抽出頻度等は監督職員の指示による。			B								
2. 18. 2	施工の試験	(1) 次に示す事項に基づいて試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(オ)非常用の照明装置は、表2. 18. 3により照度を測定する。(測定個所は監督員の指示による。)			B								
		(2) 防火区画貫通の耐火処理工法は、関係法令に定めるところによる耐火性能を証明するものを監督職員に提出する。		B									
<b>第 3 編 受変電設備工事 第 1 章 機 材</b>													
1. 9. 1	[機材の試験] 試験	(1) 機器単体の試験は、表1. 9. 1に基づいて行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(2) キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ等の試験は、表1. 9. 2に基づいて行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
<b>第 2 章 施 工</b>													
2. 3. 1	[施工の立会い及び試験] 施工の立会い	(1) 施工のうち、表2. 3. 1において監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。			A						B		
		(2) なお、(1)の立会いを受けないものは、第1編1. 2. 4「工事の記録」(4)による。			B								
2. 3. 2	保護継電器の 整定等	(1) 試験に先立ち、保護継電器(地絡、過電流)の保護協調曲線を作成し、監督職員に提出し、承諾を受ける。		B		B							



章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考	
2. 3. 3	施工の試験	(1) 機器の設置及び配線完了後に、表2. 3. 2に示す事項に基づいて試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(2) 変圧器ごとに低圧回路の漏れ電流を測定し、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(3) 絶縁監視装置の試験は、次により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
<b>第 4 編 電力貯蔵設備工事 第 2 章 機 材</b>													
2. 5. 1	[機材の試験] 試験	(2) 直流電源装置の試験は、表2. 5. 1により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
2. 5. 1	試験	(3) UPSの試験は、表2. 5. 3により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。ただし、簡易形、ラインインタラクティブ方式及び常時商用給電方式は、形式試験とすることができる。		B		B							
		(4) 電力平準化用蓄電装置の試験は、表2. 5. 4により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(5) 分散電源エネルギーマネジメントシステムの試験は、表2. 5. 5により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
<b>第 3 章 施 工</b>													
3. 3. 1	[施工の立会い及び試験] 施工の立会い	(1) 施工のうち、表3. 3. 1において、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。				A					B		
		(2) なお、(1)の立会いを受けないものは、第1編1. 2. 4「工事の記録」(4)による。				B							
3. 3. 2	施工の試験	施工の試験は、次により行い、監督職員に試験成績書を提出し承諾を受ける。		B		B							
<b>第 5 編 発電設備工事 第 1 章 機 材</b>													
1. 10. 1. 1	[機材の試験] 発電機及び原動機の試験	(ア) 発電機単体の試験は、製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認するほか、JEM 1354「エンジン駆動陸用同期発電機」及びJEC-2130「同期機」による次の試験で設計図書に示されている性能であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(イ) 原動機単体の試験は、製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認するほか、原動機単体の出力が設計図書に示されている出力以上であることを形式試験により確認し、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(ウ) 発電機と原動機を組合せた状態で行う試験は、次の試験で設計図書に示されている性能であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
1. 10. 1. 2	配電盤の試験	(ア) 製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(イ) 次の試験により設計図書に示されている性能であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考
1. 10. 1. 3	補機附属装置の試験	(ア) 空気圧縮機の試験は、製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(ウ) 主燃料タンク及び燃料移送ポンプの試験は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を監督職員に提出する。		B								
		(エ) 燃料ガス加圧装置及び排気ガス処理装置の試験は、製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(オ) 地下貯蔵タンクのふた(二重ふた付)の試験は、表1. 10. 3による形式試験とし、監督職員に形式試験成績表を提出し、承諾を受ける。		B		B						
1. 10. 1. 4	防災電源に係る試験	防災電源となる各発電装置は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を監督職員に提出する。		B								
1. 10. 1. 5	系統連系に係る試験	系統連系をする発電装置は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」に示す動作及び特性を確認し、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
1. 10. 2	燃料電池発電装置の試験	燃料電池発電装置において、りん酸形燃料電池である場合の試験は、表1. 10. 4により行い、監督職員に試験成績表を提出し、承諾を受ける。また、出力10kW未満の固体高分子形又は固体酸化物形の燃料電池発電装置の試験は、1.10.6「小出力発電装置の試験」による。		B		B						
1. 10. 3	熱併給発電装置 (コージェネレーション装置)の試験	(2) 排熱回収装置の試験は、関係法令に定めるところによるほか、製造者の社内規格による試験方法で、設計図書に示された構造、性能及び次による内容を確認し、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
1. 10. 4	太陽光発電装置の試験	(1) 器具単体の試験は、第3編1. 9. 1「試験」(1)による。また、太陽光発電装置及び支持構造物は、JISC8955「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に規定されている荷重に耐えるものとし、構造耐力上安全である旨の計算書等を監督職員に提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(2) 太陽光発電装置の試験は、表1. 10. 5により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
1. 10. 5	風力発電装置の試験	(1) 機器単体の試験は、第3編1. 9. 1「試験」(1)による。また、風車発電装置及び支持構造物は、建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力に耐えるものとし、構造耐力上安全である旨の計算書等を監督職員に提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(2) 風力発電装置の試験は、表1. 10. 6により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
<b>第 2 章 施 工</b>												
2. 7. 1	[施工の立会い及び試験] 施工の立会い	(1) 施工のうち、表2. 7. 1において、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。				A					B	
		(2) (1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立会とし、抽出頻度等は監督職員の指示による。なお、(1)の立会いを受けないものは、第1編1.2.4「工事の記録」(4)による。				B						
2. 7. 2	ディーゼルエンジン発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の試験	機器の設置及び配線完了後、次により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(ヌ) 騒音規制に基づき、必要な場合は、監督職員の指示による地点の騒音を測定する。				B						
2. 7. 3	燃料電池発電設備の試験	燃料電池発電設備において、りん酸形燃料電池である場合は、機器の設置及び配線完了後、表2. 7. 3により試験を行い、監督職員に試験成績表を提出し、承諾を受ける。		B		B						

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考
2. 7. 4	熱併給発電設備 (コージェネレーション設備)の 試験	(1) 発電装置の試験は、2. 7. 2及び2. 7. 3の当該項目及び排熱回収装置の試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(2) (イ)測定データに基づいて算出した回収熱量計算書を監督職員に提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(ウ)測定不可能な項目については、監督職員の承諾を得て、製造者の測定データ又は計算値を用いることができる。				A						
2. 7. 5	太陽光発電設備の 試験	機器の設置及び配線完了後、表2. 7. 4により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
2. 7. 6	風力発電設備の 試験	機器の設置及び配線完了後、表2. 7. 5により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
2. 7. 7	小出力発電設備の 試験	機器の設置及び配線完了後、表2. 7. 6により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
<b>第 6 編 通信・情報設備工事 第 1 章 機 材</b>												
1. 21. 1	[機材の試験] 試験	(1) (ア)端子盤の試験は、表1. 21. 1により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(イ)通信用SPDの試験は、表1. 21. 2により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(2) 電気通信回線に接続する端末機器は、電気通信事業法に適合した旨の証明を、監督職員に提出する。		B								
1. 21. 1	試験	(3) 構内情報通信網装置の試験は、表1. 21. 3による形式試験とし、監督職員に形式試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(4) 構内交換装置の試験は、製造者の社内規格による試験方法で行い、設計図書に示された構造、性能及び機能であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(5) マルチサイン装置の試験は、表1. 21. 4により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(6) 出退表示装置の試験は、表1. 21. 6により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(7) 時刻表示装置の試験は、表1. 21. 8により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(8) 映像・音響装置及び拡声装置の試験は、表1. 21. 10による形式試験とし、監督職員に形式試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(9) 誘導支援装置の試験は、表1. 21. 13による形式試験とし、監督職員に形式試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(10) テレビ共同受信装置及びテレビ電波障害防除装置は、表1. 21. 14による形式試験とし、監督職員に形式試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(11) 監視カメラ装置の試験は、表1. 21. 15による形式試験とし、監督職員に形式試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(12) 駐車場管制装置の試験は、表1. 21. 16による行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
(13) 防犯・入退室管理装置の試験は、表1. 21. 17により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B								

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考
1. 21. 1	試験	(14) 自動火災報知装置、自動閉鎖装置、非常警報装置及びガス漏れ火災警報装置は、関係法令に適合した旨を証明するものを監督職員に提出する。		B								
<b>第 2 章 施 工</b>												
2. 14. 2	[校内交換設備] 機器の取付け	(イ) 電話機取付位置の詳細は、監督職員との協議による。					A					
2. 15. 2	[情報表示設備] 機器の取付け	(イ) 情報表示盤及び子時計の取付けは、その荷重及び取付場所に応じた方法とし、荷重の大きいもの及び取付方法が特殊なものは、あらかじめ取付詳細図を監督職員に提出する。		B								
2. 16. 2	[映像・音響設備] 機器の取付け	(3) 荷重の大きいもの及び取付方法が特殊なものは、あらかじめ取付詳細図を監督職員に提出する。		B								
2. 18. 2	[誘導支援設備] 機器の取付け	(1) 音声誘導装置の取付けは、その種類及び取付場所に応じた方法とし、あらかじめ取付詳細図を監督職員に提出する。		B								
2. 20. 2	[テレビ電波障害防除設備] 事前調査	(1) 事前調査は、特記された調査箇所数を建物建設前に路上で測定する。なお、調査地点は、監督職員との協議による。					A					
		(3) 調査報告は、監督職員との協議による。					A					
2. 21. 2	[監視カメラ設備] 機器の取付け	(エ) カメラの取付けは、その荷重及び取付場所に応じた方法とし、荷重の大きいもの及び取付方法が特殊なものは、あらかじめ取付詳細図を監督職員に提出する。		B								
2. 28. 1	[施工の立会い及び試験] 施工の立会い	(1) 施工のうち表2. 28. 1について、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。			A					B		
		(2) (1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立会いとし、抽出頻度等は監督職員の指示による。なお、(1)の立会いを受けないものは、第1編1.2.4「工事の記録」(4)による。			B							
2. 28. 2	施工の試験	次により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		表2. 28. 2～15 試験箇所は、監督職員の指示による。			B							
<b>第 7 編 中央監視制御設備工事 第 1 章 機 材</b>												
1. 5. 1	[機材の試験] 試験	(1) 機器単体の試験は、第3編1. 9. 1「試験」表1. 9. 1により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(2) 警報盤の試験は、表1. 5. 1により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
		(3) 監視制御装置の試験は、表1. 5. 2により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						
<b>第 2 章 施 工</b>												
2. 3. 1	[施工の立会い及び試験] 施工の立会い	(1) 施工のうち表2. 3. 1において、監督職員の指示を受けたものは、次の工程に進むに先立ち、監督職員の立会いを受ける。			A					B		
		(2) (1)の立会いを受けた以後、同一の施工内容は、原則として抽出による立会いとし、抽出頻度等は監督職員の指示による。なお、(1)の立会いを受けないものは、第1編1.2.4「工事の記録」(4)による。			B							
2. 3. 2	施工の試験	施工の試験は、次により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考	
<b>第 8 編 医療関係設備 第 2 章 非接地電源用分電盤</b>													
2. 2. 1	[機材の試験] 試験	非接地電源用分電盤の試験は、表2. 2. 1により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		また、器具類の試験は、表2. 2. 2により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
2. 4. 1	[施工の試験] 施工の試験	次に示す事項により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
<b>第 3 章 ナースコール設備</b>													
3. 2. 1	[機材の試験] 試験	(1) ナースコール装置等の試験は、表3. 2. 1による形式試験とし、監督職員に形式試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(2) 携帯形ナースコール装置の試験は、製造者の社内規格による試験方法で行い、設計図書に示された構造、性能及び機能であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B						B	
3. 4. 1	[施工の試験] 施工の試験	次に示す事項に基づき試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(7) ナースコール装置等は、機器の取付け及び配線完了後に、表3. 4. 1に示す事項に基づいて試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							
		(4) 携帯形ナースコール装置は、機器の取付け及び配線完了後、表3. 4. 2による試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。		B		B							

# 公共建築工事標準仕様書監理区分表

## 機械設備工事編監理区分表一般事項

1. この監理区分表は、令和4年版公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)に対応するものである。
2. 本区分表において、Aは発注者監督員、Bは受注者監督員(補助監督員)の担当業務区分とする。
3. 業務区分における「協議」等は、その業務を行う者を示す。
4. Aが行う検査等の業務については、すべてBが立ち会う。
5. Bが行う提出の業務については施工者より遅延なく提出されるよう指導すると伴にその内容をすみやかに精査し、必要に応じて是正させ適切な内容となるように指導し、直ちにAに提出すること。
6. Bが行う承諾、協議及び指示等の業務については、その内容をすみやかにAと協議のうえ行うこと。
7. Bが行う協議、検査業務については、その内容を直ちにAに報告する。

# 目 次

## 一 般 事 項

第1編	一 般 共 通 事 項	.....	1
第2編	共 通 工 事	.....	4
第3編	空 気 調 和 設 備 工 事	.....	6
第4編	自 動 制 御 設 備 工 事	.....	6
第5編	給 排 水 衛 生 設 備 工 事	.....	6
第6編	ガ ス 設 備 工 事	.....	6
第7編	さ く 井 設 備 工 事	.....	6
第8編	浄 化 槽 設 備 工 事	.....	7
第9編	昇 降 機 設 備 工 事	.....	7
第10編	機 械 式 駐 車 場 設 備 工 事	.....	7
第11編	医 療 ガ ス 設 備 工 事	.....	8

章・節・項	見出し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	調 整	検 査	立 会	提 示	備 考
<b>第 1 編 一般共通事項 第 1 章 一般事項</b>												
1. 1. 3	[総則] 官公署その他への届出手続等	(2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。	B									
1. 1. 4	工事実績情報システム (CORINS)への登録	(1) 工事実績情報システム(CORINS)への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後に、次に示す期間内に登録機関への登録申請を行う。										A
		(2) 登録後は登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。		A								
1. 1. 5	書面の書式及び取扱い	(1) 書面を提出する場合の書式(提出部数を含む。)は、公共建築工事標準書式によるほか、監督職員と協議する。					A					
		(3) 施工体制台帳及び施工体系図の作成等については、建設業法(昭和24年法律第100号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づき作成し、写しを監督職員に提出する。		B								
1. 1. 6	設計図書等の取扱い	(2) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A						
1. 1. 7	関連工事等の調整	契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事(以下「関連工事等」という。)について、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者ととともに、工事全体の円滑な施工に努める。						B				
1. 1. 8	疑義に対する協議等	(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。					A					
1. 1. 9	工事の一時中止に係る事項	次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。	B									
1. 1. 10	工期の変更に係る資料の提出	契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。		B								
1. 1. 12	埋蔵文化財その他の物件	工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。	B		A							
1. 1. 13	SI単位	国際単位系であるSI単位の適用に際し、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。					A					
1. 2. 1	[工事関係図書] 実施工程表	(1) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(3) 契約書に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(4) (3)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。	B									
		(5) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。		B								
1. 2. 2	施工計画書	(1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監督職員に提出する。		B								
		(3) 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書(工種別施工計画書)を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		B		A						
		(4) (1)及び(3)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。また、品質計画にかかる部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。				B						
		(5) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。	B									



章・節・項	見出し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	調 整	検 査	立 会	提 示	備 考
1. 2. 3	施工図等	(1) 施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。		B		B						
		(3) 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講じ、監督職員の承諾を受ける。	B			B						
1. 2. 4	工事の記録等	(2) 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について記録を整備する。			B	B						
		(4) 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (エ) 適切な施工の証明を監督職員から指示された場合			B							
		(5) (2)から(4)までの記録について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出する。		B								B
1. 3. 2	電気保安技術者	(2) 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。		B		A						
		(3) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。			B							
1. 3. 3	施工条件	(1) (ア)行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は、施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A						
		(イ)設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。				A						
		(ウ)設計図書に施工時間が定められていない場合で、夜間に施工する場合は、あらかじめ理由を付した書面を監督職員に提出し承諾を受ける。		B		A						
1. 3. 4	品質管理	(2) 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。							B			
		(3) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。				B						
1. 3. 5	施工中の安全確保	(2) 同一場所にて関連工事等が行われる場合で、監督職員から労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。			A							
		(4) 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法等を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。				B						
		(6) 工事の施工に当たり、近隣等の折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。 (ア)地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。		B								
1. 3. 7	災害等発生時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を全てに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。	A	B								
1. 3. 9	発生材の処理等	(1) 発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用に努める。なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。				B						
		発生材の処理は、次による。 (2) (ア) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。なお、引渡しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督職員に提出する。		B	A							
		(ウ) 発生材のうち、工事現場において再利用及び再資源化を図るものは、特記による。なお、再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成し、監督職員に提出する。		B								
		(エ) (ア) から (ウ) 以外のものは全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、その他関係法令等に基づくほか、「建設副産物適正処理推進要綱」を踏まえ適切に処理の上、監督職員に報告する。		B								

章・節・項	見出し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	調 整	検 査	立 会	提 示	備 考	
1. 4. 2	[機器及び材料] 機材の品質等	(3) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書においてJIS、JAS又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」によると指定された機材で、JISマーク、JASマーク又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。		B		B							
		(5) 調査を要する材料については、調査表等を監督職員に提出する。		B									
		(6) 設計図書に定める機材の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督職員の承諾を受ける。		B		A							
		(9) 設計図書に定める規格等が改正された場合は、1.1.8「疑義に対する協議等」による。					A						
1. 4. 4	機材の搬入	機材は工事現場への搬入ごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	B			A							
1. 4. 5	機材の検査等	(1) 工事現場に搬入した機材は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。				A			B				
		(2) (1)による検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。			A			B					
1. 4. 6	機材の検査に伴う 試験	(3) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。		B									
		(4) 製造者において、実験値等が整備されているものは、監督職員の承諾により、性能表、能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。				B							
1. 5. 2	技能士	(3) 技能士の資格を証明する資料を、監督職員に提出する。		B									
1. 5. 3	[施工] 一工程の施工の確認及び報告	一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。	B		B	A							
1. 5. 4	施工の検査等	(1) 設計図書に定められた場合又は、1. 5. 3「一工程の施工の確認及び報告」により報告した場合は、監督職員の検査を受ける。	B		B				B				
		(2) (1)による検査の結果、合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とすることができる。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。			A			B					
		(3) 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等が判断のできる見本施工を行い、監督職員の承諾を受ける。				A							
1. 5. 5	施工の検査に伴う 試験	(2) 試験が完了したときは、その試験成績書を監督職員に提出する。		B									
1. 5. 6	施工の立会い	(1) 次の場合は、監督職員の立会いを受ける。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示を受ける。			A					B			
		(オ)監督職員が特に指示する場合			A								
1. 5. 6	施工の立会い等	(2) 監督職員の立会いが指定されている場合は、適切な時期に監督職員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督職員の指示を受ける。			B					B			
1. 5. 7	工法等の提案	設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合、監督職員と協議する。 (ア) 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案 (イ) 環境の保全に有効な工法等の提案 (ウ) 生産性向上に有効な工法等の提案					B						
1. 5. 8	化学物質の 濃度測定	(3) 測定結果は、監督職員に提出する。		B									

章・節・項	見出し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	調 整	検 査	立 会	提 示	備 考
1. 6. 1	[工事検査及び技術検査] 工事検査	(1) 契約書に基づく工事を完成したときの通知は、次の(ア)及び(イ)に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。 (ア) 監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。 (イ) 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。		B								
		(2) 契約書に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(1)の要件を満たすものとする。			B							
1. 7. 1	[完成図等] 完成時の提出図書	工事完成時の提出図書は特記による。特記がなければ、1.7.2「完成図」及び1.7.3「保全に関する資料」による。		B								
1. 7. 3	保全に関する資料	(2) (1)の資料の作成に当たり、監督職員と記載事項に関する協議を行う。					B					
1. 7. 4	標識その他	(3) 配管、弁及びダクトには、次の識別を行う。なお、配管の識別は、原則として、JIS Z9102「配管系の識別表示」によるものとし、識別方法及び色合いは監督職員の指示による。			B							
1. 7. 5	保守工具	当該工事のうちポンプ、送風機、吹出口、柵等の保守点検に必要な工具一式を監督職員に提出する。		B								
<b>第 2 編 共 通 工 事 第 1 章 一 般 事 項</b>												
1. 3. 1	[総合試運転調整等] 一般事項	総合試運転調整に先立ち、調整方法、調整時期、日程、人員及び安全対策を含む総合試運転調整計画書を監督職員に提出し、承諾を受ける。		B		B						
1. 3. 3	総合試運転調整	総合調整完了後、機器等の運転状態の記録表及び系統ごとに各測定結果をまとめた測定報告書を監督職員に提出する。測定報告書には、測定器名、測定日時及び測定者名を記入し、測定点を示した図面を添付する。		B								
<b>第 2 章 配 管 工 事</b>												
2. 5. 3	[管の接合]塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管	(4) 塩ビライニング鋼管のフランジ接合の場合で、やむを得ずフランジを現場取付けする場合は、監督職員の承諾を受け、標準図(施工2 塩ビライニング鋼管及びステンレス鋼管の施工要領)により取り付ける。				B						
2. 5. 7	ステンレス鋼管	(2) (イ)溶接作業は、原則として、工場で行う。ただし、現場溶接する場合は、TIG自動円周溶接機を使った自動溶接とし、やむを得ず手動溶接を行う場合は、監督職員の立会いを受けて行う。								B		
2. 5. 8	銅管	(イ) メカニカル接合の場合は、呼び径25以下に適用し、監督職員の承諾を受け、JCDA 0002「銅配管用銅及び銅合金の機械的管継手の性能基準」を満足した継手により接合する。				B						
2.5.5.4	溶接工	(ア) 自動溶接を行う者は、自動溶接機、溶接方法に十分習熟し、かつ、十分な技量及び経験を有する者で監督職員が認めた者とする。				A						
		(イ) 自動溶接を除く溶接工は、次に示す試験等の技量を有する者又は監督職員が同等以上の技量を有すると認めた者とする。				A						
		ただし、軽易な作業と監督職員が認め、承諾を得た者についてはこの限りでない。				A					A	
2.5.5.7	仮付け	(オ) 仮付け溶接終了後、開先形状確認のため、監督職員の指示に従い、工事写真又は開先寸法記録を残す。ただし、工場溶接にあっては、この限りでない。			B							
2.5.5.10	溶接方法	溶接方法は、被覆アーク溶接、TIG溶接若しくは監督職員の承諾を得た半自動アーク溶接、自動溶接又はそれらの組合せによって行う。ただし、ステンレス鋼管の場合は、被覆アーク溶接は行わない。				B						
2.5.5.11	溶接施工	(ア) 溶接作業は、降雨・降雪時や強風時には行わない。ただし、溶接部が十分に保護され、監督職員の承諾を受けた場合は、作業を行うことができる。また、降雨・降雪や強風の影響を受けない建物内での作業は、この限りでない。				B						

章・節・項	見 出 し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	調 整	検 査	立 会	提 示	備 考
<b>第 3 章 保温、塗装及び防錆工事</b>												
3.2.1.1	[塗装及び防錆工事] 一般事項	(d) 仕上げの色合いは、見本帳又は見本塗り板を監督職員に提出し、承諾を受ける。		B		A						
		(g) 検査を要するものの塗装は、当該部分の検査の終了後に施工する。やむを得ず検査前に塗装を必要とするときは、事前に監督職員の承諾を受ける。				A						
<b>第 4 章 関連工事</b>												
4.2.1	[土工事] 一般事項	(イ) 地中埋設物は、事前に調査を行い給排水管、ガス管、配線等に影響がないように施工する。なお、給水管、ガス管、地中電線等を掘り当てた場合には、これらを損傷しないように注意するとともに、必要に応じて緊急処置を行い、監督職員及び関係者と協議して処理する。					B					
4.4.1	[コンクリート工事] 一般事項	(ア) コンクリートは次によるほか、その種類は普通コンクリートとし、原則として、レディーミクストコンクリートとする。レディーミクストコンクリートは、JISQ1001及びJISQ1011に基づき、JISA5308「レディーミクストコンクリート」への適合を認証されたものとする。ただし、コンクリートが少量の場合等は、監督職員の承諾を受けて、現場練りコンクリートとすることができる。				B						
		(a)コンクリートの設計基準強度は、特記がなければ、18N/mm2以上、スランブは15cm又は18cm以下とし、施工に先立ち調査表を監督職員に提出する。ただし、少量の場合等は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。		B	A							
		(イ) 鉄筋は、異形鉄筋又は丸鋼とし、JISG3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」によるものとする。ただし、少量の場合で監督職員の承諾を受けたものは、この限りでない。				B						
4.6.3	[鋼材工事] 溶接	(1) 溶接工は、配管の場合は2.5.17「溶接接合」によるものとし、配管以外の場合は、JIS Z 3801「手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に示す試験等による技量を有する者又は監督職員が同等以上の技量を有すると認めた者とする。技量を有する者又は監督職員が同等以上の技量を有すると認めた者とする。ただし、軽易な作業と監督職員が認め、承諾を得た者については、この限りでない。				A						
<b>第 3 編 空気調和設備工事 第 1 章 機 材</b>												
1.4.16	[コージェネレーション装置] 試験	次の試験を行い、設計図書に示された構造と性能であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出する。ただし、製造者において実験値等が整備されているものは、監督員の承諾により、性能表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。		B		B						B
1.5.11	[氷蓄熱ユニット] 試験	氷蓄熱ユニットの試験は、表3.1.6の試験を行い、設計図書に示された構造と性能であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出する。ただし、製造者において実験値等が整備されているものは、監督員の承諾により、性能表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。		B		B						B
<b>第 4 編 自動制御設備工事 第 1 章 機 材</b>												
1.6.1	[機材の試験] 機材の試験	機材の試験は、表4.1.17により行い、試験結果を監督職員に報告する。なお、製造者において実験値等が整備されているものは、監督職員の承諾により、性能表等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。		B		B						
<b>第 2 章 施 工</b>												
2.2.1	[盤類の取付け] 自動制御盤の取付け	(イ) 質量の大きいもの及び特殊な取付け方法のものは、あらかじめ取付詳細図を作成し、監督職員に提出する。		B								
2.4.2	[総合試運転調整等] 総合試運転調整	(2) 総合試運転調整完了後、制御・計測調整報告書を監督職員に提出する。制御・計測調整報告書は、日時、系統名、機器名称、型番、取付位置・状態、設定値(設定値協議書を含む。)、実測値及び制御動作状態を記入したものとする。		B								

章・節・項	見出し	内 容	報 告	提 出	指 示	承 諾	協 議	調 整	検 査	立 会	提 示	備 考
第 5 編 給排水衛生設備工事 第 1 章 機 材												
第 2 章 施 工												
第 6 編 ガス設備工事 第 1 章 一般事項												
第 2 章 都市ガス設備												
2. 2. 5	[施工] 防食処置	鋼管で、腐食のおそれのある部分は、次による防食処置を施すものとする。ただし、監督職員の承諾の上、ガス事業者の定める工法によることができる。				B						
第 3 章 液化石油ガス設備												
第 7 編 さく井設備工事 第 1 章 一般事項												
1. 1. 1	[総則] 一般事項	(3) 次の場合は、速やかに監督職員に報告し、指示を受ける。	B		A							
		(4) 次の場合は、監督職員の立会いを受ける。ただし、同一工法の場合で監督職員の承諾を受けた場合は省略することができる。				A					B	
第 2 章 揚水井設備												
2. 1. 1	[機材及び施工] 掘さく	(4) 崩壊、出水、逸水が泥水のみでは防止できない恐れがある場合は、速やかに監督職員に報告する。	B									
2. 1. 4	スクリーン	(2) スクリーンの据付位置は、監督職員の承諾を受ける。				B						
第 8 編 浄化槽設備工事 第 1 章 一般事項												
第 9 編 昇降機設備工事 第 2 章 一般エレベーター												
2. 2. 1. 2	[機材及び施工] 電動機	(ウ) 電動機は、第2編1.2.1.1「誘導電動機の規格及び保護方式」による次の試験を行い、その試験成績表を監督職員に提出する。		B								
3. 2. 10. 3	[機材及び施工] 塗装標準	(ウ) 塗装色は、(一社)日本エレベーター協会のエレベーター用色見本帳、(一社)日本塗料工業会の色見本帳によるものとし、それによらない場合は塗り見本を提出し、監督職員の承諾を受ける。		B		A						
3. 2. 13	試験	試験は、2.2.11「試験」による。		B								
第 5 章 小荷物専用昇降機												
5. 2. 1. 2	[機材及び施工] 電動機	(イ) 電動機は、第2編1.2.1.1「誘導電動機の規格及び保護方式」による次の試験を行い、その試験成績表を監督職員に提出する。		B								

章・節・項	見出し	内 容	報告	提出	指示	承諾	協議	調整	検査	立会	提示	備考
<b>第 6 章 エスカレーター</b>												
6. 2. 2. 1	[機材及び施工] 電動機	(イ) 電動機は、第2編1.2.1.1「誘導電動機の規格及び保護方式」による次の試験を行い、その試験成績表を監督職員に提出する。		B								
6. 2. 13	試験	試験は、JIS A 4302「昇降機の検査標準」に準じて行い、(一社)日本エレベータ協会標準の定める試験成績表に記載して、監督職員に提出する。		B								
<b>第 10 編 機械式駐車設備工事 第 2 章 二段方式駐車装置</b>												
2. 2. 1. 1	電動機	(イ) JIS C 4034-1(回転電気機械-第1部:定格及び特性)による次の試験を行い、その試験成績表を監督職員に提出する。		B								
2. 2. 8. 3	塗装標準	(ウ) 塗装色は、塗装見本を監督職員に提出し、承諾を受ける。		B		A						
2. 2. 11	性能試験	性能試験は、表10. 2. 2による作動確認試験を行い、試験完了後、試験成績表を速やかに監督職員に提出する。		B								
<b>第 11 編 医療ガス設備工事 第 1 章 一般事項</b>												
1. 1. 1	[総則] 一般事項	(5) 工事の施工は、着手に先立ち計画書を作成し、当該施設の責任者及び監督職員の承諾を受けた後に行う。				A						
<b>第 2 章 医療ガス設備工事</b>												
2. 1. 4	機材の試験に伴う試験	(3) 試験が完了したときは、その試験成績表を速やかに監督職員に提出する。		B								
		(4) 製造者において、実験値等が整備されているものは、監督職員の承諾により、性能表・能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えることができる。				B						
2. 4. 1	一般事項	(2) 施工管理者及び現場代理人は、検査・試験完了後に、自署捺印した検査・試験合格証明書及び検査・試験成績表を作成し、監督職員に提出する。		B								